

TAC

収益認識に関する会計基準 ステップ1～5、その他テキストp.476 開示まで
分離元企業・被結合企業の株主の処理
在外支店・在外子会社等の財務諸表項目の換算※令和3年出題

引当金の4要件（企業会計原則 注）※令和5年出題
支配力基準（連結会計基準7項）※令和5年出題
金融資産の消滅の認識 支配の移転3要件（金融商品基準9項）
金利スワップの特例処理の適用要件（金融商品基準 注13）

開示（表示区分・基本的な注記事項）

(注14) 金利スワップについて

資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されているスワップが金利スワップの対象となる資産又は負債とヘッジ条件の要件を定めており、その想定元本、利息の受払条件（利率、利息の受払日等）及び契約期間が当該資産又は負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受給等価を当該資産又は負債に係る金利に加算して処理することができる。

TAC

基準17項 下線部分の参照項を基準内の索引として活用。

取組活動に関する計画書

17. 目的や効果と達成期限に関する記載を添削するために、次の事項を記載すること。

(1) 成果を達成するための計画

本会活動の目的は、親睦と交流を目的とし、また、音楽の普及と芸術に貢献する。

知見の向上に資する活動とする。（※活動から目的が導かれる）

活動の目的は、親睦と交流を目的とし、また、音楽の普及と芸術に貢献することにあり、これは目的の最も上位であり、当該目的の達成のために設けようとする。

（2）取組活動の計画（活動計画）

取組活動は、親睦と交流を目的とし、また、音楽の普及と芸術に貢献することを目的として、毎月第1回、第3回、第5回、第7回、第9回、第11回、第13回、第15回、第17回、第19回、第21回、第23回、第25回、第27回、第29回、第31回、第33回、第35回、第37回、第39回、第41回、第43回、第45回、第47回、第49回、第51回、第53回、第55回、第57回、第59回、第61回、第63回、第65回、第67回、第69回、第71回、第73回、第75回、第77回、第79回、第81回、第83回、第85回、第87回、第89回、第91回、第93回、第95回、第97回、第99回、第101回、第103回、第105回、第107回、第109回、第111回、第113回、第115回、第117回、第119回、第121回、第123回、第125回、第127回、第129回、第131回、第133回、第135回、第137回、第139回、第141回、第143回、第145回、第147回、第149回、第151回、第153回、第155回、第157回、第159回、第161回、第163回、第165回、第167回、第169回、第171回、第173回、第175回、第177回、第179回、第181回、第183回、第185回、第187回、第189回、第191回、第193回、第195回、第197回、第199回、第201回、第203回、第205回、第207回、第209回、第211回、第213回、第215回、第217回、第219回、第221回、第223回、第225回、第227回、第229回、第231回、第233回、第235回、第237回、第239回、第241回、第243回、第245回、第247回、第249回、第251回、第253回、第255回、第257回、第259回、第261回、第263回、第265回、第267回、第269回、第271回、第273回、第275回、第277回、第279回、第281回、第283回、第285回、第287回、第289回、第291回、第293回、第295回、第297回、第299回、第301回、第303回、第305回、第307回、第309回、第311回、第313回、第315回、第317回、第319回、第321回、第323回、第325回、第327回、第329回、第331回、第333回、第335回、第337回、第339回、第341回、第343回、第345回、第347回、第349回、第351回、第353回、第355回、第357回、第359回、第361回、第363回、第365回、第367回、第369回、第371回、第373回、第375回、第377回、第379回、第381回、第383回、第385回、第387回、第389回、第391回、第393回、第395回、第397回、第399回、第401回、第403回、第405回、第407回、第409回、第411回、第413回、第415回、第417回、第419回、第421回、第423回、第425回、第427回、第429回、第431回、第433回、第435回、第437回、第439回、第441回、第443回、第445回、第447回、第449回、第451回、第453回、第455回、第457回、第459回、第461回、第463回、第465回、第467回、第469回、第471回、第473回、第475回、第477回、第479回、第481回、第483回、第485回、第487回、第489回、第491回、第493回、第495回、第497回、第499回、第501回、第503回、第505回、第507回、第509回、第511回、第513回、第515回、第517回、第519回、第521回、第523回、第525回、第527回、第529回、第531回、第533回、第535回、第537回、第539回、第541回、第543回、第545回、第547回、第549回、第551回、第553回、第555回、第557回、第559回、第561回、第563回、第565回、第567回、第569回、第571回、第573回、第575回、第577回、第579回、第581回、第583回、第585回、第587回、第589回、第591回、第593回、第595回、第597回、第599回、第601回、第603回、第605回、第607回、第609回、第611回、第613回、第615回、第617回、第619回、第621回、第623回、第625回、第627回、第629回、第631回、第633回、第635回、第637回、第639回、第641回、第643回、第645回、第647回、第649回、第651回、第653回、第655回、第657回、第659回、第661回、第663回、第665回、第667回、第669回、第671回、第673回、第675回、第677回、第679回、第681回、第683回、第685回、第687回、第689回、第691回、第693回、第695回、第697回、第699回、第701回、第703回、第705回、第707回、第709回、第711回、第713回、第715回、第717回、第719回、第721回、第723回、第725回、第727回、第729回、第731回、第733回、第735回、第737回、第739回、第741回、第743回、第745回、第747回、第749回、第751回、第753回、第755回、第757回、第759回、第761回、第763回、第765回、第767回、第769回、第771回、第773回、第775回、第777回、第779回、第781回、第783回、第785回、第787回、第789回、第791回、第793回、第795回、第797回、第799回、第801回、第803回、第805回、第807回、第809回、第811回、第813回、第815回、第817回、第819回、第821回、第823回、第825回、第827回、第829回、第831回、第833回、第835回、第837回、第839回、第841回、第843回、第845回、第847回、第849回、第851回、第853回、第855回、第857回、第859回、第861回、第863回、第865回、第867回、第869回、第871回、第873回、第875回、第877回、第879回、第881回、第883回、第885回、第887回、第889回、第891回、第893回、第895回、第897回、第899回、第901回、第903回、第905回、第907回、第909回、第911回、第913回、第915回、第917回、第919回、第921回、第923回、第925回、第927回、第929回、第931回、第933回、第935回、第937回、第939回、第941回、第943回、第945回、第947回、第949回、第951回、第953回、第955回、第957回、第959回、第961回、第963回、第965回、第967回、第969回、第971回、第973回、第975回、第977回、第979回、第981回、第983回、第985回、第987回、第989回、第991回、第993回、第995回、第997回、第999回、第1001回、第1003回、第1005回、第1007回、第1009回、第1011回、第1013回、第1015回、第1017回、第1019回、第1021回、第1023回、第1025回、第1027回、第1029回、第1031回、第1033回、第1035回、第1037回、第1039回、第1041回、第1043回、第1045回、第1047回、第1049回、第1051回、第1053回、第1055回、第1057回、第1059回、第1061回、第1063回、第1065回、第1067回、第1069回、第1071回、第1073回、第1075回、第1077回、第1079回、第1081回、第1083回、第1085回、第1087回、第1089回、第1091回、第1093回、第1095回、第1097回、第1099回、第1101回、第1103回、第1105回、第1107回、第1109回、第1111回、第1113回、第1115回、第1117回、第1119回、第1121回、第1123回、第1125回、第1127回、第1129回、第1131回、第1133回、第1135回、第1137回、第1139回、第1141回、第1143回、第1145回、第1147回、第1149回、第1151回、第1153回、第1155回、第1157回、第1159回、第1161回、第1163回、第1165回、第1167回、第1169回、第1171回、第1173回、第1175回、第1177回、第1179回、第1181回、第1183回、第1185回、第1187回、第1189回、第1191回、第1193回、第1195回、第1197回、第1199回、第1201回、第1203回、第1205回、第1207回、第1209回、第1211回、第1213回、第1215回、第1217回、第1219回、第1221回、第1223回、第1225回、第1227回、第1229回、第1231回、第1233回、第1235回、第1237回、第1239回、第1241回、第1243回、第1245回、第1247回、第1249回、第1251回、第1253回、第1255回、第1257回、第1259回、第1261回、第1263回、第1265回

[illegible]

1. 短答式試験と論文式試験の違い

【短答式試験】：

会計基準・適用指針・概念フレームワーク等について、
文章の○×を判断する（主に間違い探し）

【論文式試験】：

【理論問題】 専門用語を使って理屈を記述・説明する
応用的な問題の場合、関連する基礎概念等を用いて部分点獲得

【会計処理等の説明問題】 会計処理・要件等について基準集を使って説明する

2. 財務理論の問題の特徴

【理論問題のイメージ（抜粋）】

処理方法・考え方の論拠や採用論拠などを問う問題。

令和5年論文式会計学〔午後〕

問題 4 外貨換算会計に関する次の **問 1** および **問 2** に答えなさい。

問 1 外貨建取引によって外貨建金銭債権・債務が生じた場合の会計処理の考え方として、一取引基準と二取引基準があり、「外貨建取引等会計処理基準」は二取引基準を採用している。これらの考え方について、商品売買の会計処理を前提に、為替相場の変動が損益計算に与える影響の相違について、損益の発生源別分類の観点から説明しなさい。

2. 財務理論の問題の特徴

【会計処理 & 理屈説明問題のイメージ】

(※関連する基準集の規定を探して、引用・要約するだけの小問もある。)

テキスト典型論点の理屈暗記 + 基準集から引用

問題 2 連結財務諸表の作成にあたり、他の企業の資産および負債を時価で評価する場合がある。これについて次の **問 1** および **問 2** に答えなさい。

問 1 連結子会社または持分法適用会社の資産および負債の時価評価については、いつの時点の時価を用いて、資産および負債のどの範囲まで行うのか、に関して大きく二つの考え方がある。現行基準では、連結子会社の場合にどちらの考え方が用いられているか、また持分法適用会社の場合にはどちらの考え方が用いられているか、それぞれについて説明しなさい。

問 2 時価評価を、いつの時点の時価で行うかについては、子会社の取得を複数の取引により達成した場合に、取得企業における被取得企業の取得原価の算定に関して、個別財務諸表と連結財務諸表とでも違いが生じることになる。どのような違いが生じ、それはどのような考え方によるかを説明しなさい。

問 1

連結子会社の場合には、支配獲得日における時価により、子会社の資産及び負債のすべてを時価評価する全面時価評価法の考え方が用いられている。他方、持分法適用会社の場合には、それが非連結子会社の場合には連結子会社と同様の考え方が用いられるが、それが関連会社の場合には、原則として投資日ごとの時価により、投資会社の持分に相当する関連会社の資産及び負債のみを時価評価する部分時価評価法の考え方が用いられている。

問 2

段階取得の場合、取得企業は、連結上は支配獲得日の時価により、個別上は個々の取引日の時価すなわち株式の取得原価の累積額により、被取得企業の取得原価を算定する。この違いは、連結上は、支配獲得により過去から所有する投資の実態又は本質が変化した、投資の清算・再投資が行われたと考えるのに対し、個別上は、支配獲得によっても当該投資の実態又は本質が変化したとはいえず、投資は継続していると考えることによる。

問題 2

会計上、他企業の資産・負債を時価評価する場合があるが、その時点が投資時点か支配獲得時点か、またその範囲が個別取引ごとか全体か、それぞれに重視する考え方とともに理解が整理されているかを問う問題である。**問 1** は、連結子会社と持分法適用会社との違いを、**問 2** は、企業結合の取得での個別財務諸表と連結財務諸表での違いを問うている。

令和 5 年論文
会計学「出題の趣旨」
から抜粋

2. 財務理論の問題の特徴

【事例問題のイメージ】

取引の状況などが具体的に示され、必要な処理や判断基準などを問う問題（※関連する基準集の規定を探して、引用・要約するだけの小問もある。）

問 3 P社は、現在C社の議決権の100分の17を自己の計算において所有しており、C社を持分法適用会社にも連結子会社にもしていない。A社およびB社は、C社の議決権を有していない。

P社はC社を、どのような場合に持分法適用会社とすべきか、またどのような場合に連結子会社とすべきか、それぞれ簡潔に答えなさい。ただし議決権割合に変更はなく、C社の財務数値はP社連結財務諸表において重要性があるものとする。

重要な技術を提供している等、C社の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合には、P社はC社を持分法適用会社とすべきである。また、緊密な者及び同意している者が所有する議決権と合わせて議決権の過半数を占めており、かつ、重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約が存在する等、C社の意思決定機関を支配している場合には、P社はC社を連結子会社とすべきである。

令和5年論文
会計学「出題の趣旨」
から抜粋

問3は、一定未満の議決権所有割合において、連結ないし持分法適用をすべき状況の違いについて問うている。違いの根本は「支配」か「重要な影響」かであり、限られた解答行数で簡潔かつ正しく説明できるかがポイントとなる。

3. 合格答案を書く能力を付けるために必要な作業 **TAC**

【インプット】的学習：テキストの精読・確認

(ただし、「じっくり文章を読む」というイメージではない)

i 主に「理由・論拠」の部分	⇒ テキスト・問題集に近い説明を書けるように、理解/分解☆
ii 会計処理の知識整理	⇒ 時折会計処理をざっと確認（必要に応じて、基準集確認）

- ※ 重要度に応じて強弱を付ける。まず、論文重要論点を問題集で把握してテキストへマーク。
- ※ 5月短答を受けない場合、論文論点ではない脚注は2・3ヶ月に一度軽く目に入れる程度。
- ※ 論文論点を一部抜粋して理解強化したい場合、池上講師の論文対策講義を参考。テキストへ。

【アウトプット】的学習：テキストの想起・問題集・答練

上記☆の内容を正しく説明できるかどうかの確認	⇒ テキストの想起・問題集・答練（特に、基礎答練）
応用的な出題や処理説明問題のパターンに慣れる	⇒ 応用答練以降の答練

- ※ 完璧主義で先に進めない場合、最初はミニテストの穴埋め問題レベルから始めてもよい。
- ※ 問題集の問題は、全て同じ強度で取り組む必要はない。処理・要件部分は通常基準集に記載有。
- ※ 蓮尾講師の論文対策講義の過去問演習は難易度が高いため、一通り学習が進んでから検討。

4-1. 基準集 記載がある項目の例

具体的な会計処理（〇〇基準や企業会計原則に記載されているもの）

収益認識に関する会計基準 ステップ1～5、その他テキストp.476 開示まで

分離元企業・被結合企業の株主の処理

在外支店・在外子会社等の財務諸表項目の換算※令和3年出題

適用要件

引当金の4要件（企業会計原則 注）※令和5年出題

支配力基準（連結会計基準7項）※令和5年出題

金融資産の消滅の認識 支配の移転3要件（金融商品基準9項）

金利スワップの特例処理の適用要件（金融商品基準 注13）

定義の一部や分類

リース ファイナンスリース取引の定義

キャッシュ・フロー計算書 資金の範囲

開示（表示区分・基本的な注記事項）

シ手板に係る損益又は評価差額は、損益が認識された個々の資産又は負債に合理的な法により配分する。

(注14) 金利スワップについて 金利スワップは、金利の変動に起因する利益又は損失を、

資産又は負債に係る金利の受払条件を変換することを目的として利用されている金利スワップが金利変換の対象となる資産又は負債とヘッジ会計の要件を充たしており、かつ、その想定元本、利息の受払条件（利率、利息の受払日等）及び契約期間が当該資産又は負債とほぼ同一である場合には、金利スワップを時価評価せず、その金銭の受払純額等を当該資産又は負債に係る利息に加減して処理することができる。

(注15) 新株予約権付社債を区分する方法について

4-2. 基準集 記載がない項目

理屈部分

2000年頃以降の会計基準（「～に関する会計基準」）には、本来だと後半に理屈部分「結論の背景」パートがあるが、論文式試験の参考法令基準集では、削除されている。

概念フレームワークも丸々記載なし。

〇〇に係る会計基準の設定意見書や

〇〇論点整理も、同様に理屈部分のため記載なし。

→理屈部分を想起・説明できるようにする。

(3) 企業会計基準適用指針第7号「『退職給付に係る会計指針』」
また、第35項の適用により、企業会計基準第19号「『退職給付に係る会計指針』」の改正（その3）（以下「企業会計基準第19号」という。）
41. 日本公認会計士協会においては、日本公認会計士協会会
職給付会計に関する実務指針（中間報告）（以下「退職給
付に関するQ & A」）などの廃止を検討される
42. ～91.（略）
(注1) 複数の退職給付制度を採用している場合において
年金資産が当該退職給付制度に係る退職給付債務を超え
過額を他の退職給付制度に係る退職給付債務から控除し
(注2) 臨時に支給される退職給付であってあらかじめ予
備金の計算にあたって考慮されていたもの以外の退職給

テキスト脚注など、些末な短答論点の会計処理・開示規定

基準ではなく「指針」等の細かいルールは、基本的には法令基準集に記載なし。
ただし、問われる可能性や重要性は低い。

→短答向け脚注は、模試や本試験前など2・3ヶ月に1度、
短答時の重要論点を中心に「軽く」目に入れておく。

参考：平成29年ヘッジ会計 事後テスト 具体的な数値基準出題 (80~125%要件)

$\frac{4}{5}$

$\frac{5}{4}$

4-3. 会計学基準集の構成 横書き部分

- ・主に、左表紙から開いて横書き部分を使う。
- ・テキスト各章との対応関係を把握しておく。

★具体的な番号は覚えなくてよい。「載っている」ことを知っておく。

目次	
○企業会計審議会による会計基準	
企業会計原則	1
第一 一般原則	1
第二 損益計算書原則	1
第三 貸借対照表原則	3
企業会計原則注解	6
外貨建取引等会計処理基準	16
外貨建取引	16
二 在外支店の財務諸表項目の換算	17
三 在外子会社等の財務諸表項目の換算	17
外貨建取引等会計処理基準注解	18
連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準	21
連結キャッシュ・フロー計算書作成基準	21
第一 作成目的	21
第二 作成基準	21
第三 表示方法	22
第四 注記事項	22
キャッシュ・フロー計算書作成基準	23
中間連結キャッシュ・フロー計算書作成基準	23
中間キャッシュ・フロー計算書作成基準	23
連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準注解	23
研究開発費等に係る会計基準	25
一 定義	25
二 研究開発費を構成する原価要素	25
三 研究開発費に係る会計処理	25
四 研究開発費に該当しないソフトウェア制作費に係る会計処理	25
五 財務諸表の注記	26
六 適用範囲	26
研究開発費等に係る会計基準注解	26
税効果会計に係る会計基準	28
第一 税効果会計の目的	28
第二 税効果会計に係る会計基準	28
第三 繰延税金資産及び繰延税金負債等の表示方法	29
第四 注記事項	29
税効果会計に係る会計基準注解	30

目次	
固定資産の減損に係る会計基準	32
一 対象資産	32
二 減損損失の認識と測定	32
三 減損処理後の会計処理	34
四 財務諸表における開示	34
固定資産の減損に係る会計基準注解	35
○企業会計基準委員会による会計基準	
第1号 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」	37
第2号 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」	40
第4号 「役員賞与に関する会計基準」	47
第5号 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」	48
第6号 「株主資本等変動計算書に関する会計基準」	50
第7号 「事業分離等に関する会計基準」	53
第8号 「ストック・オプション等に関する会計基準」	69
第9号 「棚卸資産の評価に関する会計基準」	76
第10号 「金融商品に関する会計基準」	81
第11号 「関連当事者の開示に関する会計基準」	92
第12号 「四半期財務諸表に関する会計基準」	96
第13号 「リース取引に関する会計基準」	108
第15号 「工事契約に関する会計基準」	112
第16号 「持分法に関する会計基準」	117
第17号 「セグメント情報等の開示に関する会計基準」	121
第18号 「資産除去債務に関する会計基準」	129
第20号 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」	133
第21号 「企業結合に関する会計基準」	135
第22号 「連結財務諸表に関する会計基準」	148
第23号 「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正	160
第24号 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」	161
第25号 「包括利益の表示に関する会計基準」	168
第26号 「退職給付に関する会計基準」	171
第27号 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」	179
第28号 「税効果会計に係る会計基準」の一部改正	183
第29号 「収益認識に関する会計基準」	185
第30号 「時価の算定に関する会計基準」	204
第31号 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」	209

企業会計原則	
企業会計原則	1
第一 一般原則	1
1 企業会計は、企業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供するものである。	
2 企業会計は、すべての取引につき、正規の簿記の原則に従って、正確な会計帳簿を作成しなければならない。	
3 資本取引と損益取引とを明確に区別し、特に資本剰余金と利益剰余金とを異別してはならない。	
4 企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明確に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。	
5 企業会計は、その処理の原則及び手続を毎期継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。	
6 企業の財政に不利な影響を及ぼす可能性がある場合には、これに備えて適当に健全な会計処理をしなければならない。	
7 株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない。	
第二 損益計算書原則	1
(損益計算書の性質)	
1 損益計算書は、企業の経営成績を明らかにするため、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載して経常利益を表示し、これに特別損益に属する項目を加減して当期純利益を表示しなければならない。	
A すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現収益は、原則として、当期の損益計算に計上してはならない。	
B 前払費用及び前受収益は、これを当期の損益計算から除去し、未払費用及び未収収益は、当期の損益計算に計上しなければならない。	
C 費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。	
D 費用及び収益は、その発生源泉に従って明確に分類し、各収益項目とそれに関連す	

4-4. 会計学基準集 縦書き部分

・右表紙から始まる縦書き部分(会社法・計算規則・金商法・財務諸表等規則) を使うことは、あまり無い。

2012年第5問 計算問題 問

X1年度における「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第47条から第48条の3に該当する科目の合計額を答えなさい。



財務諸表等規則 第47～48条の3を参照と、
「流動負債の範囲」に関する規定



流動負債の合計額を計算して解答

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	
二〇	
会社法 (抄)	
会社計算規則	
金融商品取引法 (抄)	
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	
連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	
四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	
四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則	
ばならない。	
3 前二項に規定する事項は、財務諸表提出会社が連結財務諸表を作成している場合には、記載することを要しない。	
(担保資産の注記)	
第四十三条 資産が担保に供されているときは、その旨を注記しなければならない。	
第四十四条 削除	
第三節 負債	
第一目 総則	
(負債の分類)	
第四十五条 負債は、流動負債及び固定負債に分類して記載しなければならない。	
第四十六条 削除	
第二目 流動負債	
(流動負債の範囲)	
第四十七条 次に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。	
一 支払手形 (通常の取引に基づいて発生した手形債務をいう。以下同じ。)	
二 電子記録債権に係る債務 (通常の取引に基づいて発生したものに限り。)	
三 買掛金 (通常の取引に基づいて発生した営業上の未払金をいう。以下同じ。)	
四 契約負債 (顧客との契約に基づいて財貨若しくは役務を交付又は提供する義務に対して、当該顧客から支払を受けた対価又は当該対価を受領する期限が到来しているものであって、かつ、未だ顧客との契約から生じる収益を認識していないものをいう。以下同じ。)	
五 通常の取引に関連して発生する未払金又は預り金で一般の取引債行として発生後短期間に支払われるもの	
六 その他の負債で一年以内に支払又は返済されると認められるもの	
第四十八条 未払費用及び前受収益は、流動負債に属するものとする。	
第四十九条 流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従う。ただし、未払配当金又は期限経過の未償還社債で、その金額が負債及び純資産の合計額の百分の五を超えるものについては、当該負債を示す名称を付した科目をもつて別に掲記しなければならない。	
一 支払手形	

4-5. 会計学基準集 よく使う基準

企業会計審議会による会計基準「〇〇に係る基準」戦後～

- ☐ 企業会計原則（2～5章、負債会計などに関連）
- ☐ 外貨建取引等会計処理基準
- ☐ 連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準
- ☐ 税効果会計に係る会計基準

企業会計基準委員会による会計基準「〇〇に関する基準」2000年頃～

- ☐ 事業分離等に関する会計基準
- ☐ 金融商品に関する会計基準
- ☐ リース取引に関する会計基準
- ☐ 事業分離等に関する会計基準
- ☐ 企業結合に関する会計基準
- ☐ 連結財務諸表に関する会計基準
- ☐ 収益認識に関する会計基準

4-6. 基準集に載っているか？簡単な見分け方

TAC

テキスト小見出しタイトル横（ ）内を確認。

「企業会計原則」や、

「〇〇基準」で、かつ**会計処理部分**（若い番号）や、
会計基準の「注」部分は載っている。テキストでいうと、段落最後は結論部分。

連結基準17項…基準前半の結論部分。記載あり。

57項…基準後半の理屈部分。記載なし。

論文論点のうち、
記載がある所は
覚えなくていいように
マ-7など。(~5月)

4. 親会社及び子会社が採用する会計方針（「連結基準」17, 57）【短A 論B】

親会社と子会社は、それぞれの置かれた環境の下で経営活動を行っているため、親会社と子会社の会計方針を画一的に統一することは、かえって連結財務諸表が企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適切に表示しなくなるということも考えられる。他方、同一環境下にあるにもかかわらず、同一の性質の取引等について連結会社間で会計方針が異なると、個別財務諸表を基礎とした連結財務諸表が企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の適切な表示を損なうことは否定できない。このような観点から、連結財務諸表は、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計方針は原則として統一することとされた。（※18）（※19）

会計方針はどちらかに合わせる（

03. 連結財務諸表作成にあたっては、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計方針は原則として統一しなければならない。その理由を説明しなさい（p. 218）。【B】

<解答例>

- | | | |
|---|---|---|
| ① | 1 | 親会社及び子会社において、同一環境下にあるにもかかわらず、同一の性質の取引等について会計方針が異なっている場合には、その個別財務諸表を基礎とした連結財務諸表が企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の適切な表示を損なうことは否定できない。このような観点から、 |
| ② | 4 | 連結財務諸表作成にあたっては、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計方針は原則として統一することとされている。 |

4-7. 収益認識に関する会計基準

収益認識に関する会計基準は、基準内の構成が複雑。
計算復習と合わせて本試験までに引き慣れる。

基準17項 下線部分の参照項を 基準内の索引として活用。

収益認識に関する会計基準

17. 前項の基本となる原則に従って収益を認識するために、次の(1)から(5)のステップを適用する（適用指針〔設例1〕）。

(1) 顧客との契約を識別する（第19項から第31項参照）。

本会計基準の定めは、顧客と合意し、かつ、所定の要件を満たす契約に適用する。

(2) 契約における履行義務を識別する（第32項から第34項参照）。

契約において顧客への移転を約束した財又はサービスが、所定の要件を満たす場合には別個のものであるとして、当該約束を履行義務として区分して識別する。

(3) 取引価格を算定する（第47項から第64項参照）。

変動対価又は現金以外の対価の存在を考慮し、金利相当分の影響及び顧客に支払われる対価について調整を行い、取引価格を算定する。

(4) 契約における履行義務に取引価格を配分する（第65項から第76項参照）。

契約において約束した別個の財又はサービスの独立販売価格の比率に基づき、それぞれの履行義務に取引価格を配分する。独立販売価格を直接観察できない場合には、独立販売価格を見積る。

(5) 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する（第35項から第45項参照）。

約束した財又はサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時に又は充足するにつれて、充足した履行義務に配分された額で収益を認識する。履行義務は、所定の要件を満たす場合には一定の期間にわたり充足され、所定の要件を満たさない

顧客との契約は重要な金融要素を含むものとする。

57. 顧客との契約に重要な金融要素が含まれる場合、取引価格の算定にあたっては、約束した対価の額に含まれる金利相当分の影響を調整する。収益は、約束した財又はサービスが顧客に移転した時点で（又は移転するにつれて）、当該財又はサービスに対して顧客が支払うと見込まれる現金販売価格を反映する金額で認識する。

58. 契約における取引開始日において、約束した財又はサービスを顧客に移転する時点と顧客が支払を行う時点の間が1年以内であると見込まれる場合には、重要な金融要素の影響について約束した対価の額を調整しないことができる。

（現金以外の対価）

59. 契約における対価が現金以外の場合に取引価格を算定するにあたっては、当該対価を時価により算定する。

60. 現金以外の対価の時価を合理的に見積ることができない場合には、当該対価と交換に顧客に約束した財又はサービスの独立販売価格を基礎として当該対価を算定する。

61. 現金以外の対価の時価が変動する理由が、株価の変動等、対価の種類によるものではない場合（例えば、企業が顧客との契約における義務を履行するにつれて時価が変動する場合）には、第54項の定めを適用する。

62. 企業による契約の履行に資するために、顧客が財又はサービス（例えば、材料、設備又は労働）を企業に提供する場合、企業は、顧客から提供された財又はサービスに対する支配を獲得するかどうかを判定する。顧客から提供された財又はサービスに対する支配を獲得する場合には、当該財又はサービスを、顧客から受け取る現金以外の対価として処理する。

（顧客に支払われる対価）

63. 顧客に支払われる対価は、企業が顧客（あるいは顧客から企業の財又はサービスを購入する他の当事者）に対して支払う又は支払うと見込まれる現金の額や、顧客が企業（あるいは顧客から企業の財又はサービスを購入する他の当事者）に対する債務額に充当できるもの（例えば、クーポン）の額を含む。

5-1. 財理 具体的な学習イメージ

- まず、超重要な定義(添付資料)は早めに書けるようにする。

- 基本的・典型的論文の**理屈部分**は、
答練の範囲に合わせて書けるようにしていく。
結論（会計処理）部分は基本的に基準集に載っている。
重要論点のうち暗記対象箇所を絞る際に、基準集参照。

- 答練を「繰り返し回す」必要性は低い。
（書けるかどうかの確認・初見の問題で指示に従えるか）
5～8月にかけて、何が出題されたか・指示のポイントを振り返る

2024年目標 財理論文学習法セミナー 配付資料
重要定義一覧 p.2/4

第6章 資産会計総論～第16章 財務会計の概念フレームワーク

取得原価主義 (p. 53)	資産を取得時の支出額に基づいて評価する考え方
減価償却 (正規の減価償却) (p. 69)	有形固定資産の原価を使用できる各会計期間に、あらかじめ定められた一定の計画に基づいて、計画的・規則的に配分するとともに、同一価額だけ資産価額を減少させてゆく会計手続
臨時損失 (p. 73)	災害・事故等の偶発的事情により、固定資産の物的な実体が滅失した場合、その滅失部分の金額だけ当該資産の簿価を切り下げる
のれん (p. 75)	ある企業の平均収益力が同種の他の企業のそれよりも大きい場合、その超過収益力の原因
財務報告の目的 (p. 143)	投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような、企業の財務状況の開示

5-2. 時期ごとの学習イメージ

【1・2月】	基礎答練の進捗・出題範囲に合わせて	2～6章は先に理解 (0)重要論点の把握 (1)知識・理解の整理（テキストの精読） (2)基本的な記述を覚える（テキスト・問題集）
【3・4月】	応用答練の進捗・出題範囲に合わせて	(1)知識・理解の整理（テキストの精読） (2)基本的な記述を覚える（テキスト・問題集）
	まだ出題範囲になっていない章について	(1)知識・理解の整理（テキストの精読） (2)基本的な記述を覚える（テキスト・問題集）
	全国模試①に向けて	(2)全体的に基本的な記述を覚える（強弱は付ける） 全ての章の超重要定義は理解した上で暗記 論文重要度Aはキーワード・キーフレーズを使って説明できるように 論文重要度Bはそれなりに、Cは一旦理解か一言

- ※ 5月以降は、複数論点を比較しつつ4月までの内容の復習・暗記の精度アップと、基準集操作に慣れる（特に収益認識）。
- 理論補強答練や、余裕があれば論文対策講義で応用的な記述問題の傾向やパターンを知る。
- 通常の答練が優先。

5-3. テキスト・論文問題集

～1月中

論文重要性をテキストにメモ

答練出題範囲に沿って

①論点の理解・構造分解

問題文を分解

模範解答を分解

②テキスト上で理屈部分の

要素分解・強調

適宜余白に想起用ヒント

①
②
③

とは

必要情報

とは
覚える!
現在

特に重要
純利益

01. 財務報告の目的を示したうえで、投資家が必要としている情報及び財務報告において提供される情報のうち特に重要とされる情報を述べなさい (p. 143)。【A】

<解答例>

- | | | |
|---|---|---------------------------------------|
| ① | 1 | 財務報告の目的は、投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つよ |
| ② | 2 | うな企業の財務状況を開示することである。ここで、不確実な将来キャッシュ |
| | 3 | フローへの期待のもとに、自らの意思で自己の資金を企業に投下する投資家は、そ |
| | 4 | の不確実な成果を予測して意思決定をする際に、企業が資金をどのように投資し |
| | 5 | 実際にどれだけの成果をあげているかについての情報を必要としている。そして |
| ③ | 6 | 財務報告において提供される情報のうち特に重要とされる情報は、投資の成果を |
| | 7 | 表す利益情報である。 |

<答案構成>

- ① 財務報告の目的
- ② 投資家が必要としている情報
- ③ 特に重要とされる情報

cf. p4 1. 財務報告の目的 (第1章【序文】，2，3，11，12) 【短A 論A】

投資家は不確実な将来キャッシュフローへの期待のもとに、自らの意思で自己の資金を企業に投下する。その不確実な成果を予測して意思決定をする際、投資家は企業が資金をどのように投資し、実際にどれだけの成果をあげているかについての情報を必要としている。経営者に開示が求められるのは、基本的にはこうした情報である。すなわち、財務報告の目的は、投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような企業の財務状況を開示することである。より具体的には、自己の責任で将来を予測し投資の判断をする人々のために、企業の投資のポジション(ストック)とその成果(フロー)を開示することである。投資家 ≡ 財政状態 (B/S) ≡ 経営成績 (P/L)

ここで、財務報告において提供される情報の中で、特に重要とされるのは、投資の成果を表す利益情報である。この利益情報は基本的に過去の成果を表すが、企業価値評価の基礎となる将来キャッシュフローの予測に広く用いられている。また、利益情報を利用することは、同時に、利益を生み出す投資のストックの情報を利用することも含意している。投資の成果の絶対的な大きさのみならず、それを生み出す投資のストックと比較した収益性(あるいは効率性)も重視されるからである。

cf. p123

5-4. 本セミナー配付資料 重要定義一覧 54個

理解した上で、5月短答を受ける場合も早めに覚えて書けるように。

p.2/4

第6章 資産会計総論～第16章 財務会計の概念フレームワーク

取得原価主義 (p. 53)	資産を取得時の支出額に基づいて評価する考え方
減価償却 (正規の減価償却) (p. 69)	有形固定資産の原価を使用できる各会計期間に、あらかじめ定められた一定の計画に基づいて、計画的・規則的に配分するとともに、同一価額だけ資産価額を減少させてゆく会計手続
臨時損失 (p. 73)	災害・事故等の偶発的事情により、固定資産の物的な実体が滅失した場合、その滅失部分の金額だけ当該資産の簿価を切り下げること
のれん (p. 75)	ある企業の平均収益力が同種の他の企業のそれよりも大きい場合、その超過収益力の原因
財務報告の目的 (p. 143)	投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に役立つような、企業の財務状況の開示
資産 (p. 150)	過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源
負債 (p. 150)	過去の取引または事象の結果として、報告主体が支配している経済的資源を放棄もしくは引き渡す義務、またはその同等物
純資産 (p. 151)	資産と負債の差額
株主資本 (p. 151)	純資産のうち報告主体の所有者である株主（連結財務諸表の場合には親会社株主）に帰属する部分
包括利益 (p. 152)	特定期間における純資産の変動額のうち、報告主体の所有者である株主、子会社の非支配株主、及び将来それらになりうるオプションの所有者との直接的な取引によらない部分
純利益（親会社株主に帰属する純利益） (p. 152)	特定期間の期末までに生じた純資産の変動額（報告主体の所有者である株主、子会社の非支配株主、及び将来それらになりうるオプションの所有者との直接的な取引による部分を除く）のうち、その期間中にリスクから解放された投資の成果であって、報告主体の所有者に帰属する部分

5-5. その他の教材活用例 ミニテスト

財務会計論【理論編】ミニテスト 第16回①

〔解答時間：10分〕

問題 「第16章 財務会計の概念フレームワーク」に関する次の文章について、空欄に入る適切な語句又は数値を所定の解答欄に記入しなさい。

- ・ [1] の目的は、[2] による企業[3] の予測と[4] の評価に役立つような企業の財務状況を開示することである。より具体的には、自己の責任で将来を予測し投資の判断をする人々のために、企業の投資の[5] (ストック) とその[3] (フロー) を開示することである。このように、「概念フレームワーク」は、[6] 機能を[1] の目的と位置付け、[7] 機能については、[6] が行われた上での情報の[8] な利用であると位置付けている。
- ・ ディスクロージャー制度の主たる当事者としては、情報を利用して企業に資金を提供する[2]、情報を開示して資金を調達する[9]、両者の間に介在し保証業務を通じて情報の信頼を高める[10] が想定される。[9] には、[2] がその役割を果たすのに必要な情報を開示することが期待されている。予測は[2] の自己責任で行われるべきであり、[9] が負うべき責任は基本的には[11] の開示である。

ごく基礎的な
レベルの穴埋め問題。
初年度生には紙冊子とPDF配布
上級生にはPDF配布
Web School▶「教材」

完璧主義で前に進めない場合、
学習超初期の想起に活用

まずは重要なキーワードから



なぜこのフレーズが必要か？

結論から逆算して理解

重要なフレーズは説明できるように

第16章

財務会計の概念フレームワーク

第16章

この章で学ぶこと

本章では、「財務会計の概念フレームワーク」について学習します。出題頻度も高く、他の章（論点）とも関連性が深いので、本章は本テキストの中で最も重要な章であるといえるでしょう。財務報告の目的は何か、その目的を達成するために会計情報にはどのような特質が求められているか、どのような経済事象が報告対象となっているか等をしっかりと理解してください。

比較.

【Keyword】

財務報告の目的 投資のポジションとその成果 情報提供機能 投資家 経営者
監査人 事実の開示 会計基準の役割 意思決定有用性 意思決定との関連性
信頼性 内的整合性 比較可能性 情報価値の存在 情報ニーズの充足 中立性
検証可能性 表現の忠実性 基本的な考え方 参照枠 時系列比較 企業間比較
同質性 異質性 形式と実質の分離 実質優先 資産 支配 経済的資源
負債 義務 株主資本 純資産 包括利益 リスクから解放された投資の成果
一致の原則 リサイクリング 収益 費用 自己創設のれん 認識 測定
双方未履行 認識の契機 一定程度の発生の可能性（蓋然性） 取得原価 市場価格
再調達原価 正味実現可能価額 割引価値 利用価値 入金予定額
被投資企業の純資産額に基づく額 支払予定額 現金受入額 割引価値 市場価格
交換に着目した測定 市場価格の変動に着目した測定 契約の部分的な履行に着目した測定
被投資企業の活動成果に着目した測定 交換に着目した測定 市場価格の変動に着目した測定
契約の部分的な履行に着目した測定 利用の事実に着目した測定

第16章 財務会計の概念フレームワーク 141

I. 総論

1. 役割
2. 構成

II. 財務報告の目的

1. 財務報告の目的 **A**
2. ディスクロージャー制度と各当事者の役割 **C**
3. 会計基準の役割 **C,C,C**

III. 会計情報の質的特性

1. 意思決定有用性 **B**
2. 意思決定有用性を支える特性 **A**
3. 一般的制約となる特性 **B**

IV. 財務諸表の構成要素

1. 構成要素の定義付け
2. 貸借対照表の構成要素
3. 包括利益及び損益計算書の構成要素
4. 構成要素に関する一般的な制約

目次 - 6

論文重要論点を目次にメモ

超重要定義に下線 想起に活用

同時期の基準を比較して復習

テキスト全体を概観
苦手度合いや復習状況メモ

8. 主な会計基準の公表（簡易年表）

S24	S25	S26	S27	S28	S29	S30	S31	S32	S33	S34	S35	S36	S37	S38	S39		
企業会計原則																	
S40	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54	S55		
連結原則																	
外貨基準																	
S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H01	H02	H03	H04	H05	H06	H07	H08		
旧・セグメント基準																	
旧・リース基準																	
H09	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24		
東京合意																	
会計ビッグバン																	
旧・退職給付基準																	
税効果基準																	
連結CS等基準																	
金融商品基準																	
自己株式基準																	
EPS基準																	
減損基準																	
旧・企業結合基準																	
概念フレームワーク																	
純資産基準																	
役員賞与基準																	
株主資本基準																	
SO基準																	
事業分離基準																	
棚卸資産基準																	
関連当事者基準																	
工事契約基準																	
四半期基準																	
連結基準																	
持分法基準																	
セグメント基準																	
リース基準																	
開示変更訂正基準																	
賃貸等不動産基準																	
資産除去債務基準																	
包括利益基準																	
指定国際会計基準																	
H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12
修正国際基準																	
法人税等基準																	
収益認識基準																	
時価算定基準																	
見積開示基準																	

（注） 初度公表を記載。一部改正等は反映していない。

はじめに - 13

8. 学習進度表

入 門	講義内容	上 級	講義内容
第1回	第1章 財務会計の機能と制度	第1回	
第2回	第2章 財務会計の基礎概念	第2回	第18章 金融商品会計
第3回	第3章 「企業会計原則」の一般原則等	第3回	
第4回	第4章 財務諸表の表示	第4回	第19章 連結会計
第5回	第5章 損益会計	第5回	第20章 持分法会計
第6回	第6章 資産会計総論	第6回	第21章 包括利益の表示
第7回	第7章 棚卸資産	第7回	第22章 関連当事者の開示
第8回	第8章 固定資産	第8回	第23章 外貨換算会計
第9回	第9章 リース取引	第9回	第24章 スtock・オプション等
第10回	第10章 繰延資産	第10回	第25章 固定資産の減損
第11回	第11章 研究開発費等	第11回	第26章 棚卸資産の期末評価
第12回	第12章 負債会計	第12回	第27章 退職給付会計
第13回	第13章 純資産－総論	第13回	第28章 資産除去債務
第14回	第14章 純資産－自己株式	第14回	第29章 税効果会計
第15回	第15章 純資産－その他の資本剰余金	第15回	第30章 企業結合
第16回	第16章 財務会計の概念フレームワーク	第16回	第31章 事業分離等
	第17章 会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正	第17回	第32章 キャッシュ・フロー計算書
		第18回	第33章 四半期財務諸表
		第19回	第34章 セグメント情報等
			第35章 1株当たり当期純利益
			第36章 収益認識

<注 意> 制度の改正や試験委員の交代、又は担当する講師によって、実際の講義進度が本学習進度表と異なる場合もあります。予めご了承下さい。

本テキストが皆さんの合格の一助となれば幸いです。

Copyright © 2025 TAC - Confidential 財理論文学習法20

おまけ

例題 1

- ○○について、Aとして処理する理由を説明しなさい。

例題 1

- ○○について、Aとして処理する理由を説明しなさい。

解答例

○○については（①導入）、～であるため（②理由 複数段階にわたる場合もある）、Aとして処理する（③結論）。

例題 2

- ○○の会計処理について、方法Aの意義を説明しなさい。

例題 2

- ○○の会計処理について、方法Aの意義を説明しなさい。

解答例

方法Aとは、○○について（①導入）～とする方法である（方法Aの説明）。

★ポイント

財務理論の問題で「意義」という場合、社会的な存在意義・役立ちではなく、定義説明を指示していることが多い。（監査論との相違点）

例題 3

- ○○の会計処理について、方法Aが採用されている理由を説明しなさい。

例題 3

- ○○の会計処理について、方法Aが採用されている理由を説明しなさい。

解答例

○○については（①導入）、～～であるため（②方法Aの**採用論拠**）、～とする方法A（③方法Aの説明）が採用されている（④結論）。

★方法自体の論拠・理屈と、
制度上採用されている理由（採用論拠）は異なる場合がある。

例：外貨換算会計 決算日レート法/テンポラル法自体の論拠(p.261)と
採用論拠(p.262)

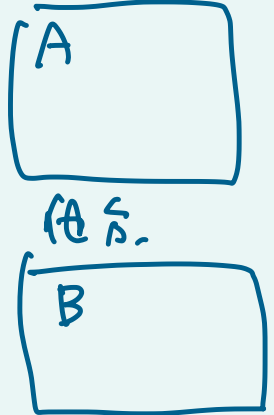
例題 4

- ○○の会計処理について、方法Aではなく方法Bが採用されている理由を説明しなさい。

文章問題の答案の書き方(財理)

例題 4

- ○○の会計処理について、方法Aではなく方法Bが採用されている理由を説明しなさい。



解答例

○○について（①導入）、～とする方法Aに基づく（②方法Aの説明）、～となる（③方法Aの問題点等）。他方（対比）、○○について～とする方法Bに基づく（④方法Bの説明）、～ため（⑤方法Bの採用論拠）、方法Aではなく方法Bが採用されている（⑥結論）。

★ポイント

方法B自体の論拠ではなく、【採用論拠】が問われていることに着目。

「AではなくBが」という指示から、**Aを叩く**ためにAの短所について説明が必要。

財務理論の解答行数は短いことが多いため、段落は分けずに書く。

例題 5

- ○○の会計処理について、方法Aと方法Bを比較しなさい。

例題 5

- ○○の会計処理について、方法Aと方法Bを比較しなさい。

解答例

方法Aとは（①導入）、○○について、～～と捉え～～する方法である（②方法Aの論拠・処理の説明）。**他方**（対比）、方法Bは、○○について、～～～（③方法Bの説明）であり、～～という点が異なる（④共通点・相違点の指摘）。

-

全体を通して、解答にあたっては、文章には句読点を、数値にはカンマを適切に付すべきである。文章の主語と述語も明確にするのが望ましい。簡潔明瞭に相手に伝えられる、というのも公認会計士としての大切な技量の一つである。

- ・ **超重要定義**は理解のためにも早めにかくるように覚える。
応用的な問題でも、重要定義の説明&部分点で守れるケース有り。
例：○○説に基づき、～～とする考え方(初見)を説明しなさい
- ・ 全てを一気に理解・暗記するのは不可能。
出題範囲を参考にしつつ、まずは論点をある程度理解した上で
理屈を説明できるように。最終的には論文A論点は暗記するため、逆算。
★朝や他の科目の合間に毎回20-30分挟むなど、頻度を上げる。
毎回学習の**テーマ**・**目的**を変えていく。
- ・ ある程度覚えた上で、問いに対応した解答を書くことを意識する。
問題文の指示に従う。問題文から指摘すべき要素を考える。